明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令（経済産業五五）　一
○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令（同五六）　二
○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款料金の算定に関する省令（同五七）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○経済産業省令第五十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第五号ロ及び同項第八号イ並びに第十七条第一項の規定に基づき、電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

（用語の意義）

第一条　電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令

この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（密接な関係）

第二条　法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

二　取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

第三条　法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要

二　取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

（離島）

第四条　法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

（一般送配電事業者の振替供給の範囲）

第五条　法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一　小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

二　法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から施行する。